

◆減免の範囲

次の表の（ア）～（オ）のいずれかに該当する軽自動車が減免の対象となります。

※普通車を含めて一人一台までです。

	自動車の所有（取得）者	運転者	使用の目的	障害の程度
（ア）	本人	本人	特に問わない	身体障害者手帳，戦傷病者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
（イ）	家族	本人	本人の通学，通院，通所，生業等のために専ら使用すること	
（ウ）	本人	家族		
（エ）	家族	家族		
（オ）	身体障害者のみで構成される世帯の構成員			

区 分			障 害 の 程 度	
			本人が運転する場合	家族又は常時介護者が運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	1～4	
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級	2，3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1，2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～3
		款症	1～3（旧1～旧2）	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3，5	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～4
		款症	1～3（旧1～旧2）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	身体障害者	級	
			1～2	1～3
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1，3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	戦傷病者	項症	特別～2 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
知的障害者				㊦～A
精神障害者			1級	